

原子力政策について

既に使用済燃料や放射性廃棄物は生じ、各原発サイト内等で保管されている状態でありこれらへの対応は待ったなしという状況です。

政府が抜本の見直しを行うとしている「もんじゅ」は、第四次エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）において、『廃棄物の減容・有害度の低減や核不拡散関連技術等の向上のための国際的な研究拠点と位置付け』と定められています。

その後、日仏における高速炉の研究開発に関するASTRID協力協定で「もんじゅ」でしかできない研究が定められている等、今後「もんじゅ」に期待されていた役割は非常に大きなものです。

政府が尊重する原子力規制委員会の「もんじゅ」に関する文部科学大臣への勧告は、①「もんじゅ」の適切な管理主体の特定、②適切な管理主体の特定が困難な場合は抜本的な見直しを行うということになっており、政府に対しては、立地県である福井県及び関係自治体に対する①及び②に関する検討経過及び結果を分かりやすく説明することを求めてまいります。

原発立地県民にとって最も大切なことは、原子力発電所の出力運転を安全かつ確実に行う体制が整備されていることです。

「もんじゅ」について、原子力規制委員会が安全に出力運転を行う能力を有するものがないと勧告したことは、政府としては最も深刻に受け止めなければならず、原子力規制委員会の指摘を速やかに解決しなければなりません。

日本の高速炉について、原型炉としての「もんじゅ」の出力運転の安全管理者がいない状態で、新型炉の議論をすることは極めて遺憾です。

地球温暖化対策が国の重要課題になる今日、福島原発事故後、大きく見直された原子力政策を原発立地地域の視点から、そして温暖化対策の観点から再度、見直しの必要性を検討し、国としっかり議論する場をつくり、国の新しい原発政策に寄与します。

以上